

(別紙)

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;理念・基本方針は「日本YMCAアフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」や職員連絡アプリに明示され、放課後児童クラブの使命や方向性を読み取ることができ、理念・基本方針等は3月の主任者会議に説明しており、職員への周知も図られている。子どもや保護者への周知はパンフレット等広報媒体にも記載されていない等、未整備となっている。保護者等への周知状況を確認しながら取組んでいく考えであるが、理念等は福祉サービス提供の前提となるので、分かりやすい説明資料による周知が期待される。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブに関連する社会福祉動向については、YMCA本部や行政からの情報を受けて把握に努めている。また、地域の計画策定動向や放課後児童クラブのニーズ等では、市の宮っこ子ども子育て応援プラン、生活実態調査等関係報告書による現状やニーズの把握、職員からの地域情報により動向の把握に努めている。戸祭小子どもの家のコスト分析や利用者の推移・分析については不十分な状況である。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;経営環境や福祉サービスの内容等は現状に基づき具体的な課題や問題点を理事会で明らかにしており、経営状況や改善すべき課題についても役員間で共有している。今年度から人件費率等経営状況は、主任会議や職員会議等でも報告があり、職員に周知を図っている。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・⑥
<p>&lt;コメント&gt;YMCA本部では、2030年に向けたワールドビジョン「ビジョン2030（8年間）」を策定し、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしているが、中長期計画の経営課題や問題点の解決等に向けた具体的な取組や成果等は盛り込まれていない。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;YMCA 本部の「ビジョン2030」内容を反映した単年度事業の内容がテーマ別に区分けされ、戸祭子どもの家を含むブロック（広域エリアの施設）の人件費率や子ども等の満足度を成果の数値としている。単年度の事業計画が実行可能とするためには、放課後児童クラブの、事業ごとに数値化を設定するなど項目の工夫が期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;事業計画は、職員の意見を確認して前年度の1月に素案が作成され、2月、3月の理事会・評議員会で決定され、3月末の主任会議に示されている。この作成方式は昨年度から始まり、策定された事業計画は、週に1回程度開催される職員会議で説明しており職員にも周知を図っている。計画の見直しは未定となっている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑥
<p>&lt;コメント&gt;事業計画は、夏休み前の保護者への説明時に、主に行事計画について行っているが、事業計画の主な内容までは子どもや保護者等へ周知されていない。保護者は戸祭子ども家の行事には参加しないが、放課後児童クラブの事業計画を保護者等が周知することは重要であるので、理解しやすく説明するなど工夫をして理解促進に努めるよう期待したい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・⑥
<p>&lt;コメント&gt;目標設定シート等で現在の働き方の自己評価と来年に向けての決意等を行っているが、業務それぞれの実施・結果の自由な分析等による検討となっており組織的な仕組みで実施されておらず、自己評価を通じた質の向上には不十分である。業務の内容については、問題が起きる前でも上司と相談して整備に努めるなど、組織的に評価をする体制はできている。目標設定は実施されているので、組織的な基準内容の整備が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;評価結果の課題については、職員間で共有化が図られ、職員会議等で対策案を提案するなど改善策についての話し合いをする仕組みが出来ている。しかし、課題検討経過の記録や改善策、改善計画など計画的な取組は整備されておらず、評価結果から課題の改善までの計画的な取組が期待される。</p>		

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;運営主体（主任支援員）は日々の業務の中で、人の配置や子どもたちの行動などの取組、市からの事業等における依頼業務等外部機関への対応、総括管理者への放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）に関する相談や報告など管理業務を行っている。また、有事における役割等についても防災・災害発生時対応マニュアルにより、整備されている。職務分掌など役割については、職員会議や研修会等で表明しているが、文書化がされていない。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;運営主体（主任支援員）は放課後児童クラブの経験が長く、遵守すべき法令等は理解しており、関連情報の収集にも積極的である。日赤の「ケガの応急処置に関する講習会」や障害者支援、エピペンの取扱い、ハラスメント研修など各種研修や勉強会にも参加している。福祉分野以外の分野についても必要な範囲では理解をしている。職員には就業規則等の周知を図っている。</p>		
II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;運営主体（主任支援員）は豊富な経験を基に放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）を継続的に評価しており、質に関する課題に対しても取組を考えているが、効果が上がらない状況である。職員の研修結果を職員会議で報告し職員の周知に努めたり、加配が必要なケースへの対応や主任者研修・リモートによる職員研修など積極的に研修参加させるなど職員の働き方、質の向上に指導力を発揮している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;運営主体（主任支援員）は、おやつや行事の集金、予算の執行など業務の実効性の向上に向けて、職員と意識を共有しながら継続的な取組を実施している。経営の改善や業務全体の向上に向けた人事・労務等の分析や、職員の働きやすい環境整備等については、YMCA学園本部の業務となっているが、業務の実効性について十分ではない部分もあり、効果的な事業運営が期待される。</p>		

### II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が	a・b・⑥

	確立し、取組が実施されている。	
	<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）の配置や必要な人員体制については、国の運営指針及び市の配置基準に基づき行っている。福祉人材の確保については、必要により求人広告などを活用して行ない、計画的な採用は行っていない。人材の育成についても採用されてからの計画が確立されておらず、職場での業務をとおした人材育成を行っている。</p>	
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑥・c
	<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブの理念・基本方針に基づいた「期待する職員象」は日本YMCAの教本であるアクターズスクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）に記載されている。人事基準は職員等に周知されておらず、職員の専門性や職務に関する成果等の評価も不十分な状況となっている。職員の意向・意見については、振り返りシートで職員の悩み事や希望、支援策などに対して、話し合いをしながら改善策を検討・実施している。</p>	
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・⑥・c
	<p>&lt;コメント&gt;職員の家族の問題や業務シフトなど就業状況や意向など労務管理について、主任支援員や統括管理者が常に相談を受ける体制になっている。主任支援員は有給休暇取得状況を把握して、休暇取得や心身の健康と安全の確保のため、声掛けをして働きやすい職場づくりに取組んでいる。年度内には職員との個別面談があり、結果は本部に報告している。福利厚生として健康診断や労務相談の窓口設置など働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・⑥
	<p>&lt;コメント&gt;期待する職員像は明記しており、支援員一人ひとりの育成に向けた目標については、今年度からふりかえりシート（目標管理シート）により行われている。本年の目標については、本人が主任支援員や統括責任者と話し合っ設定している。今後の計画は、取組が始まったところであり、職員に目標を紹介しながら目標項目や目標水準など目標の設定、中間面接の実施、目標達成度の確認等の検討など職員の質の向上に向けた取組が期待される。</p>	
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・⑥
	<p>&lt;コメント&gt;職員の教育・研修に関する基本方針や計画は策定されていない。現在実施している放課後児童クラブの内容により、職員に必要な障害者研修や初任者研修などの外部研修への参加を薦めている。組織が必要とする知識・技術について明文化し、体系化した研修計画で職員の質の向上が図られるよう期待したい。</p>	
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・⑥・c
	<p>&lt;コメント&gt;個別の職員の知識、技術水準は放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）で把握しており、専門資格の取得状況は本部で把握している。放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）では、個別的ではないが週1回程度の間隔で研修会や職員会議が開催されており、個別記録を基にした事例検討等も行われている。職務や職員に必要な知識・技術水準に応じた県の研修や初任者研修、障害者研修などは対象者全員参加を目標に参加を奨励している。研修内容により、全員参加や希望者参加などがあり参加しやすい環境を整えているが、参加状況は十分でない。</p>	
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㊦
<コメント>戸祭小子どもの家では実習生の受け入れをおこなっていない。		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<コメント>放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）は地域の育成会や保護者等で構成される戸祭宮っこステーション推進委員会に参加し、総会時に資料で事業計画について説明している。夏休み前の保護者等を集めた説明会で誕生会やクリスマス会など活動の様子を説明している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<コメント>放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）では、本部と事務、経理、取引等に関するルール、権限と責任が明確になっており、本部から小口現金を預かり、子どもたちが要望する玩具や本、文具などの購入費に使われている。事務では子どもの出欠、支援員の配置などの事務があり、内容は職員にも周知している。経理担当者は随時来所しているが、内部監査や外部の監査支援等は実施されていない。		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<コメント>自治会や民生委員・児童委員など地域の社会資源や、宇都宮市の宮っこステーション（戸祭小子どもの家と放課後こども教室が連携した組織）などを通して、子育ての困りごとや相談などで地域住民の理解を得ながら連携している。また、消防署と連携した避難訓練等の取組や、戸祭地区まちづくり協議会、同地区自治会連合会と連携した「七草の会」で、けん玉遊びや折り紙、お話会などで地域との交流を広げる取組を行っている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・㊦
<コメント>戸祭小子どもの家の上部組織である公益財団法人とちぎYMCAでは、地域との多様な関りを通して、世代間交流を図る目的で毎年ボランティアスクールを開催している。募集先は宇都宮にある高等学校や関係のあった市以外の高等学校で、受け入れ先として放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）もある。ボランティアのオリエンテーション等は事前にYMCAで行っている。放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）独自ボランティアの受け入れ実績はなく、マニュアルも整備されていない。		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;福祉サービスを提供するための関係機関・団体を明示したリストは作成されていないが、必要としている児童家庭支援センターや宇都宮済生会乳児院、中央児童相談所などと、子育てのことや家族のことなど保護者からの相談について必要の都度連絡を取り、保護者に紹介している。また、関係機関・団体に関する情報は職員間でも共有が図られている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;YMCA のビジョンで子どもの家を「したい何かがみつき、誰かと繋がる。私がよくなる、かけがいのない場所」と保育方針を位置づけ、自治会や民生委員・児童委員など地域の社会資源や、宇都宮市の宮っ子ステーション（子どもの家と放課後こども教室が連携した組織）などへの参加や、関係機関・団体との連携をとおして、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めているが取組は十分でない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;公益的活動として戸祭地区まちづくり協議会、同地区自治会連合会と連携した七草の会で、1月7日に子どもたちが七草かゆを食べ、けん玉や折り紙、お話会などで地域との交流を広げる取組や、コミュニティセンターに来所した人達との合同避難訓練が行われている。</p>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;理念・基本方針が記載されている「日本 YMCA アフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」には、子どもとの発達のつながりや家庭とのつながりの中で、子どもの自己肯定感の尊重や保護者との連携の必要性が明記されており、職員へ周知している。子ども・保護者等を尊重した規定等は「とちぎ YMCA こども・ユースセーフガーディング行動規範」を基に福祉サービスが展開する中で職員への周知に努めている。基本的人権への配慮は、職員研修会や幹部会議等で定期的に把握・評価等を行い必要な対応を行なっている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;プライバシー保護に関するマニュアルは策定していないが、社会福祉事業に携わる職員として意義を理解している。設備面では、更衣室やトイレの男女別の設置、放課後児童クラブ写真やホームページに活用するクラブ活動中の写真は、事前に保護者から使用許可を得ている。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;戸祭小子どもの家の名称のみの資料は市のホームページや関係資料に記載されているが、特徴や行事等の紹介等まではない。クラブの利用希望者には説明会時や個別でも「戸祭小子どもの家・とちのみ会の手引き」で利用について丁寧に説明している。また、利用を希望する子どもや保護者等に対する情報提供は、制度の見直しに合わせて適宜資料等の見直しをしている。見学希望者には対応しているが1日利用や体験入所は行っていない。子どもや保護者等が情報を簡単に入手できる取組が期待される。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;保護者等の意向を配慮した放課後児童クラブの利用開始・変更の説明をしている。利用許可申請にあたっては、宇都宮市子どもの家利用案内、戸祭小子どもの家・とちのみ会の手引きを使って説明し、配慮が必要な子どもと保護者には、主任支援員が説明を行い、利用者に寄り添った説明や意向等を聞き取るなどの対応をしている。特に新1年生については、環境変化もあり子どもの家での過ごし方等を、保護者の気持ちに寄り添い説明や言葉かけをしている。また、アレルギーや気になることについても詳しく聞き取っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③	評価外
<p>&lt;コメント&gt;適用されていない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;市が放課後児童クラブに対する、利用者の満足度やニーズ把握のためのウェブアンケート調査を毎年しており、その結果を踏まえた取組をしている。アンケートの結果等を参考にして必要により改善を行っているが、内容を検討した記録等の書面はない。独自の調査としては携帯の連絡アプリで夏休み期間中の利用時間ニーズ調査（クラブの利用希望日）を実施し、保護者の利便性を図っている。子どもや保護者等への相談面接は、希望者から口頭や連絡帳での要望により場所や時間を指定して行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ご意見箱は玄関入り口に設置し、苦情受付や解決を図った記録は適切に保管し、結果は保護者へ回答している。苦情解決の体制や仕組み、子どもや保護者等が申し出しやすい工夫等は整備されていない。苦情解決の仕組み等は放課後児童クラブの質の向上はもとより、経営者が苦情の適切な解決に努めることが求められていることから、苦情解決の体制や仕組み等について早急な整備が望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもや保護者からの相談や意見は、担任又は主任支援員が受け付けて職員内で検</p>		

<p>討している。相談内容により、別室が用意できるようになっており、意見を述べやすい環境は配慮されている。相談の方法や相手が自由に選べる対策は子どもや保護者への説明も含めて整備されていない。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;職員は、日々、子どもの様子を見て声掛けをするなど意見が述べやすくなる配慮をしている。また、電話や連絡帳、送迎時の保護者等との会話で相談や意見を把握する取組も行っている。意見等を受けた場合は、状況を把握して主任支援員に報告し、内部で検討するとともに、必要により本部へ相談するなどの取組を行い、福祉サービスの質の向上につなげている。検討に時間がかかる案件は、子どもや保護者に状況を説明している。手順は決められているが、マニュアルは整備されていない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;主任支援員をリスクマネジメントの責任者として、事故防止・事故対応マニュアルに沿ってヒヤリハット事例の収集を積極的に行ない、事故発生時の対応と安全確保に努めている。プール活動における安全研修など行事に合わせた研修やAED等救命救急研修など安全確保や事故防止の研修を行っている。マニュアルは実効性を考慮して定期的に見直しを行っているが、リスクマネジメントに関する会議の開催や事例収集した発生要因の分析からの改善策検討・実施までは行われておらず今後の取組が期待される。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;厚生労働省の感染症対策ガイドラインを参考に、感染症予防・対応マニュアルが作成されている。職員による感染症予防等に関する勉強会は機会に応じて実施しているが、感染症対策の管理体制や役割等は今後周知していく状況。感染症予防・対応マニュアルは定期的に見直しをしている。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>⑥・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;当施設は市の財産であるため、ソフト面の対策として小中学校の避難者初期支援マニュアルや災害対応避難者支援マニュアルにより災害時の対応体制が決められている。子どもや職員の安否確認はスマホの連絡アプリ（保護者は必ず登録）を使って確認することが決められており、全職員にも周知している。防災・災害発生時対応マニュアルも整備され、地震等を想定した地元コミュニティセンターとの合同避難訓練や、毎年保護者への引き渡し訓練など放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）単体の避難訓練も年2回実施し、安全確保の取組を行っている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支</p>	<p>a・⑥・c</p>

	援が提供されている。	
	<p>&lt;コメント&gt;戸祭小子どもの家・とちのみ会の手引きや入会案内の文書、子どもの家職員業務マニュアルに標準的な実施方法が記載され、職員会議で子どもの尊重が周知されている。また、子どもを家の施設にも掲載されており、子どもや職員も再確認している。</p>	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;標準的な実施方法は、事業計画や行事予定にも記載され、学校との関連もあり毎年見直しをしている。また、見直しに当たっては、職員や子ども、保護者等からの意見や提案が反映される仕組みになっている。</p>	
	Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。	
42	Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	a・b・⑩
	<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブでは、日々の子どもの状況や育成支援の内容で特に気になった子どもの様子、出来事を日誌や個人記録に記入しているが、育成支援計画を策定していない。今後、育成支援の計画の内容を検討していく考え。</p>	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a・b・⑩
	<p>&lt;コメント&gt;育成支援の計画を策定していないため、評価・見直しは行っていない。</p>	
	Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。	
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブ入会時にクラブ独自の子どもの身体状況や生活状況等が入った児童票を提出してもらい、保護者の意向やアレルギー症状などを把握し個人記録に記入している。記録については、書き方や内容に支援員間で差が出ないように宇都宮 YMCA のうち、7つの子どもで日誌等の記入内容を統一している。また、子どもの情報共有を目的とした職員会議を毎週実施（正職員は毎日連絡をしている）し適切に記録されている。必要な情報は職員間で共有を図っている。</p>	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・⑩
	<p>&lt;コメント&gt;子どもや保護者等に関する記録の管理は主任支援員が責任者となって、個人情報保護方針が整備され記録の保管が記載されている。方針には、記録の保存、廃棄、情報の提供が明記されていない。職員は一般的な個人情報保護規程を理解して、放課後児童クラブが保有する子どもや保護者に関する記録の保管に努めている。個人情報保護については、クラブ運営上大変重要なことであり、その流出は大きな影響を与えることになるから、管理体制や記録の保存期間、情報の取り扱い、廃棄、開示請求への対応など適切な規定の整備が望まれる。</p>	

## A-1 育成支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備	

A①	A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;下駄箱は共同だがロッカーは1人ひとり専用となっている。室内遊具や図書等は発達段階で違うので、子どもたちを考えた定期的な見直しを行っている。施設は市の財産で、指定管理者としての子どもの家のため、できる措置として一部をカーテンで仕切ってマットを敷いた静養スペースを設置している。発達段階に応じた遊びや、自習等の学習活動ができる環境として高さを変えられる机や椅子の設置、辞書、教育に適したDVD等を整えている。</p>		
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		
A②	A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;入所時には、子どもの家での過ごし方を説明している。また、夏休み等長期休み前には説明会を行い、「子どもの家利用案内」や「戸祭小子どもの家・とちのみ会の手引き」を使い、夏休み期間の予定表（子どもの家の出欠予定）、持ち物、朝からの過ごし方、昼食等を説明している。また、学年別に子どもの家での様子を、保護者に伝えている。保護者からの希望もあり、放課後児童クラブに通う必要性についても子どもたちの気持ちに寄り添いながら伝えている。放課後児童クラブ（戸祭小子どもの家）を退所した子どもは、保護者の仕事の関係で転居した以外の例はない。</p>		
A③	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもの出欠席については、保護者からの携帯による連絡アプリか家庭連絡帳で出欠を確認し、利用実績や時間帯もアプリで把握している。また、「子どもの家利用許可申請書」に記載された出欠や帰宅時間等は適切に把握している。通常は連絡アプリで出欠席が保護者にも確認できるが、予定時間になっても来所しない時は、学校・保護者への電話連絡で確認している。</p>		
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
A④	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブでの標準的な過ごし方や生活時間の区切りを壁に掲載して周知を図っている。入所の初めには支援員から過ごし方についてその都度説明している。保護者には、子どもの家利用案内で過ごし方を確認するとともに、夏休み等長期休みの前には「戸祭小子どもの家・とちのみ会の手引き」で行事予定や期間中の過ごし方などの説明をしている。また、変更がある場合は、連絡アプリで変更等を伝えている。</p>		
A⑤	A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;支援員がトイレの使い方や靴箱の使い方などを入所時に説明している。また、紙芝居を使った説明でも、使い方が理解できるよう伝えている。手洗いやうがい、衣服の脱着なども生活習慣が身に付くよう支援するほか、カバンやロッカーの整理などは個別に指導している。子どもたちが集団生活を楽しく過ごすために、お話ドリルを使って他人の気持ちが理解できるよう伝えている。施設が狭いので、机や椅子を移動して環境を整えたり、活動の中で改善が必要と思われる場合には職員会議で子どもの流れについての打ち合わせを行っている。</p>		
A⑥	A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活がで	a・㊸・c

	きるように援助している。	
	<p>&lt;コメント&gt;職員は子ども一人ひとりの発達状況を職員間の情報で確認し、来所時には検温等の健康チェックを必要により行うとともに、学校では言えない子どもの話に耳を傾ける等の取組も行っている。静養や気分転換が必要な時は、支援員等が静養できるコーナーに案内するなどの配慮もしている。製作遊びの中では昔遊びのけん玉や母の日の製作なども行っている。</p>	
A⑦	A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;トランプ遊びなど複数の子どもたちが遊べるゲームを通して子どもたちが仲間に入れるよう職員が援助している。また、意見の違いから、けんかに職員がクールダウンの措置を適宜とり、お互いが相手の意見を聞き互いに認め合うよう支援している。いじめや問題がおきた時には、支援員が間に入り事実関係を確かめて主任や先生に連絡するなどの措置をしている。地域の子どもとは、地域のまちづくり協議会との共催事業「七草のつどい」を通してけん玉遊び等を通して交流している。</p>	
A⑧	A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;新入生の歓迎会や毎月の誕生会では、子どもが意見を出し合う機会を設け、ダンスやビンゴゲームを行事の中に取り入れるなど子どもの意見を尊重した取組を行っている。夏休みの説明会で、年間行事の説明をして子どもが行事の中でゲームや遊びを提案する場合は、行事の運営に関わる等活動をする場合の段取りを伝え、当初から参加し自分の意見が述べやすい環境となるよう支援している。</p>	
	A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援	
A⑨	A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;障害のある子どもの受け入れは、利用機会があることを周知していないが、子どもの家利用案内では医師の診断書又は障害者手帳を基に、市職員と障害児アドバイザーが面接を行い、理解したうえで基本的に受け入れている。障害のある子どもの個々の状況に応じた施設整備や育成支援とするため、障害児アドバイザー等から支援方法や環境設定などのアドバイスを受けながら対応を決めている。加配の職員を配置し1人ひとりに寄り添った支援している。</p>	
A⑩	A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;障害のある子どもの一人ひとりの状況については、個別の支援計画は作成していないが、トラブル等があった時に状況を記録している。記録した内容は支援員等の間で共有し、学校や児童家庭支援センターなどと連携して支援の方法のアドバイスを受けている。職員の間でも障害のある子どもの育成支援について事例検討を行っている。</p>	
A⑪	A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a・⑩・c
	<p>&lt;コメント&gt;配慮を必要とする子どもの支援は、保護者や宇都宮市役所との連携のほか、済生会乳児院、児童家庭支援センターなどの「にこにこクラブ」や医療機関との連携などで適切な支援を行っている。要保護児童対策地域協議会の構成員ではないが、関係機関との連携・協力は取れている。</p>	

A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供		
A⑫	A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;おやつの役割を考えて、提供時間を午後3時から3時30分頃とし、おやつ当番の子どもたちが好き嫌い等を考えて、季節のもの・人気のものなど3点を選択して用意し、落ち着いた雰囲気の中で、友達と話しながら楽しめるように配慮している。</p>		
A⑬	A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;厚生労働省のガイドラインを参考にした市の「教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、放課後児童クラブ開始までにアレルギーの有無を確認し、全職員が情報を共有している。食物アレルギーのある子どもの保護者に毎日のおやつを確認してもらい提供している。職員は、毎年アレルギー、エピペンの研修を受けている。おやつによる窒息事故や食中毒防止のために、職員の事前の安全確認を徹底し提供の仕方や食べ方の工夫、品質のチェックを行っている。</p>		
A-1-(6) 安全と衛生の確保		
A⑭	A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;放課後児童クラブ（戸祭子どもの家）では早番の職員が毎日、遊具・備品等の安全点検や整理整頓、清掃を行っており、子どもの家職員業務マニュアルで事故・ケガの対応チェックリスト（一部）や放課後児童クラブ安全計画で対応している。病気やけがに対する発生時刻や場所等を記録した事故報告書は整備されており、保護者との連携も携帯の連絡アプリ等で行っている。緊急時の医療機関一覧を設置しているが、遊具・備品の点検結果記録の整備、対応方針やマニュアル等の整備、帰宅経路等の把握されていない。</p>		
A⑮	A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;室内やトイレの清掃は、毎日衛生のローテーションを決めて行い、点検者が確認している。放課後児童クラブ職員の衛生管理も徹底している。医薬品は熱さましや止血等最低限の備えをしており、医薬品の管理を明確に定めていない。</p>		

## A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果
A-2-(1) 保護者との連携		
A⑯	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;子育てのこと等保護者から相談があった場合は、保護者の気持ちに寄り添った説明や助言を行っている。宿題については、子どもの家でも行うが、答え合わせは自宅で保護者と実施している。保護者との協力関係は、市の方針として、子どもの家は保護者が労働等により昼間家庭にいない子を対象にしているため、子どもの家でも保護者の行事等への参加は要請していない。</p>		
A-2-(2) 学校との連携		
A⑰	A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保証するため、学校との連携を図っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;学校との情報交換や情報共有は、毎日の下校時刻や学校の行事予定（書面）、子どもの</p>		

経路に関する緊急時の連絡方法など必要により日常的に行なっている。個人情報の保護や秘密の保持については学校と取り決めている。子どもや家庭の状況に問題が発生した場合は、学校と連絡調整できる関係で、担任の先生が窓口となっており良好な関係になっている。

### A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A⑱	A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;「日本 YMCA アフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」で子どもの家が安心の場として子どもたちの成長が守られる権利が記載されている。職場倫理や虐待とみなされる行為の禁止等の研修は職場等で行われているが、虐待等の有害な影響を与える行為の禁止や早期発見と対処のための行動規範は作成されたところである。放課後児童クラブは子どもの健全な育成を図るための施設であり、職員には子どもの人権や尊厳を守る責務があることから守るべき職場倫理等を共通理解し一人ひとりが日々の職務に当たることが期待される。</p>		